

## 長野県共催及び後援に関する標準事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、長野県（以下、「県」という。）が県以外の者が行う行事を共催し、又は名義後援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、公演会、講習会、展覧会、競技会等の集会又は催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者として責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。
- (4) 主催者 行事を主催する団体をいう。
- (5) 共催者 主催者とともに企画又は運営に参加し、共同主催者として責任の一部を負担する団体をいう。

### (名義)

第3条 この要領による共催又は後援の名義は「長野県」とする。

2 前項の規定にかかわらず、現地機関の管内で、主として管内住民等を対象として実施される行事に対して行う共催又は後援については、現地機関の名義を使用できるものとする。

### (主催者の承認基準)

第4条 主催者（共催者を含む。（以下同じ。））が、次の各号のいずれかに該当するものであること。

- (1) 国又は地方公共団体
  - (2) 学校等の教育機関又はその連合体
  - (3) 公益法人又はこれに準ずる団体
  - (4) 新聞、放送局等の報道機関
  - (5) 前各号に掲げる以外の団体で、その行事の内容が特に適当と認められるもの
- 2 主催者（その構成員を含む。）が次のいずれにも該当しないこと。
- (1) 暴力団員又は暴力団その他の反社会的勢力である団体又は個人
  - (2) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

### (行事の承認基準)

第5条 行事の内容が、次に掲げるものの全てを満たすものであって、当該行事が確実

に実施される見込みがあること。

- (1) 県民福祉の向上に寄与し、公益性のあるものであること。
- (2) 県の方針に合致し、共催又は後援により県の施策の推進に寄与すると認められるものであること。
- (3) 特定の宗教団体、政治団体若しくはこれらの外郭団体の活動又は特定の宗教若しくは政治的目的のための活動と認められるものでないこと。
- (4) 専ら主催者等の利益を目的として行われるものでないこと。
- (5) 行事の対象又は効果が、特定の地域に限定されず、かつ、県郡市等の広範囲にわたるものであること。

(承認等の手続)

第6条 共催又は後援の承認を受けようとするものは、行事が開催される30日前までに様式1により次に掲げる書類を添付して申請を行うものとする。ただし、様式1についてはその内容を記載した任意の文書をもって代えることができる。

- (1) 主催者の役員名簿(ただし、国、地方公共団体の場合は不要。)
- (2) 主催者の定款、規約(ただし、国、地方公共団体の場合は不要。)
- (3) 行事の目的及び具体的な内容が記載された実施計画書又はこれに類する書類
- (4) 行事に係る収支予算書
- (5) 前各号のほか行事の承認に当たり必要と認める書類

2 承認又は不承認の通知は、様式2による。ただし、様式2の内容を記載した任意の文書をもって代えることができる。

なお、申請した行事の内容に変更が生じたときには、共催又は後援の承認を受けた行事の主催者は、速やかに報告するものとする。また、重大な変更が生じたときは、様式1に準じた文書により変更申請すること。この場合、変更内容によっては承認を取り消すことができる。

3 第1項の申請又は前項の変更申請において、県が必要と認める場合には、主催者の活動について調査するものとする。

4 第4条及び前条の規定にかかわらず、主催者に法令に違反する行為が確認されたとき、その他県が不相当と認める場合には、共催及び後援の承認をせず、又は承認を取り消すことができる。

(実施結果の報告)

第7条 共催又は後援の承認を受けた行事の主催者は、行事の終了後30日以内に、様式3により当該行事の実施結果を報告するものとする。

(その他)

第8条 行事の共催に当たって、県は他の共催者との事務等の分担区分を明確にするものとする。

- 2 部局名又は課室名による共催又は後援は行わないものとする。
- 3 この要領を基本とし、部局、課室及び現地機関が、所管業務や地域の実情等に応じて、別に要領又は内規を定めることを妨げないものとする。

#### 附則

(施行期日)

この要領は、平成 22 年 11 月 24 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行前にされた申請については、なお従前の例による。